

## 日本学生支援機構「給付型奨学金」のご案内

### 1. 給付型奨学金制度について

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しすることを目的として設けられた制度である。

給付金額(月額)は、以下の通りである。

国公立	自宅	20,000 円
	自宅外	30,000 円
私立	自宅	30,000 円
	自宅外	40,000 円

給付型奨学金と併せて、貸与形奨学金の第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付き)、入学時特別増額貸与奨学金(利息付き)も利用できる。

本校の今年度の推薦枠は 3 名である。

### 2. 推薦者の選考対象 (在校生だけでなく、卒業後 2 年以内の者も対象とする)

○ 給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

- ①家計支持者が個人住民税(市町村民税)所得割を課されていないこと
- ②生活保護を受給していること
- ③社会的養護を必要とする生徒の場合は、児童福祉法上の措置として以下の施設等に入所等していること
  - ・ 児童養護施設 (児童福祉法第 41 条に規定する施設)
  - ・ 児童心理治療施設(同法第 43 条の 2 に規定する施設)
  - ・ 児童自立支援施設(同法第 44 条に規定する施設)
  - ・ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者(同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者)
  - ・ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者(同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者)
  - ・ 里親(同法第 6 条の 4 に規定する者)

※ 社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

### 3. 推薦基準

#### (1) 人物について

○ 以下のすべてに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先および将来への展望がある
- ②校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

#### (2) 健康について

○ 以下のいずれかに該当すること

- ①定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

#### (3) 学力および資質について

○ 以下のいずれかの要件を満たしていること

- ①調査書における学校成績概評が「A」に該当するか又はそれに準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ②教科以外の学校活動等で以下のア～エのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ学校成績概評が概ね「B」に該当する
  - ア：課外活動(部活動を含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
  - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
  - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
  - エ：在学中に積極的に資格を取得し、その努力が認められる
- ③社会的養護を必要とする生徒等で、以下のいずれかに該当する
  - ア：評定平均値 3.5 以上の教科が 1 つ以上ある
  - イ：進学先での学修に対する強い意欲が認められる

### 4. 選考について

給付奨学生採用候補者については、本校の上記推薦基準に基づき、学内に設置する「給付奨学生採用候補者選考委員会」に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。選考にあたっては、学力及び資質の状況と家計の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

### 5. 補足

「給付奨学生採用候補者選考委員会」は、以下の者により構成する。

校長、教頭、進路指導部長、当該学年主任、その他校長が必要と認める者